

千夕協発第149号  
令和3年1月21日

一般社団法人千葉県タクシー協会  
会員各位

一般社団法人千葉県タクシー協会  
会長 山田 耕 司  
(公 印 省 略)

高病原性の疑いのある鳥インフルエンザに係る防疫措置等への協力について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員各位には、平素より一般社団法人千葉県タクシー協会の事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り心より厚く御礼を申し上げます。

さて、標記について、令和3年1月21日付けで、関東運輸局自動車交通部長から別添のとおり通知がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、会員各位におかれましては、本通知の内容を了知されるとともに、貴社所属乗務員等に対しましてもご周知くださるようお願いいたします。

謹白

<問合せ先>

一般社団法人千葉県タクシー協会 事務局

担当者：土屋

TEL：043-307-7002

FAX：043-307-7003

事 務 連 絡  
令和3年 1月21日

一般社団法人 千葉県タクシー協会 会長 殿

関東運輸局 自動車交通部長

高病原性の疑いのある鳥インフルエンザにかかる防疫措置等への協力について

本日、千葉県横芝光町の農場において高病原性の疑いがある鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

車両等の移動により原因ウイルスが拡散するのを防止するため、幹線道路や畜産関係車両の通行が多い道路にて消毒等の防疫措置が採られる予定ですので、千葉県等自治体からの情報にご注意いただくとともに、下記の点にご留意のうえ適切に対応いただきますよう、貴傘下会員への周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

- ・ 発生農場近傍での通行遮断、農場周辺の主要道路に設置される消毒ポイントにおける消毒措置等防疫措置に関する関係地方公共団体等への協力をすること
- ・ 関係地方公共団体等とも協力して情報収集・連絡体制の確立等を徹底すること

以 上

ホーム

くらし・福祉・健康

教育・文化・スポーツ

しごと・産業・観光

環境・まちづくり

県政情報・統計

防災・安全・安心

サイト内検索

検索

高病原性鳥インフルエンザについて～県民の方々へ～

- ☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第44報 (令和3年1月21日)
- ☒ 3例目の移動制限区域・搬出制限区域の設定及び消毒ポイント設置場所
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について 第43報 (令和3年1月21日)
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザの殺処分終了について 第42報 (令和3年1月19日)
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第41報 (令和3年1月19日)
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第40報 (令和3年1月18日)
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第39報 (令和3年1月18日)
- ☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第38報 (令和3年1月17日)

ホーム > しごと・産業・観光 > 農林水産 > 畜産 > 畜産・畜産養 > 畜産 > 高病原性鳥インフルエンザについて～県民の方々へ～ > 高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について 第43報 (令和3年1月21日)

報道発表案件

更新日：令和3(2021)年1月21日

ページ番号：411347



## 高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について 第43報 (令和3年1月21日)

発表日：令和3年1月21日  
農林水産部畜産課

横芝光町の農場で飼養されているあひるについて、本日1時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認したので、その概要をお知らせします。

※疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

### 概要

#### 1 農場概要

所在地：山武郡横芝光町



☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第37報 (令和3年1月17日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第36報 (令和3年1月16日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第35報 (令和3年1月16日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第34報 (令和3年1月15日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第33報 (令和3年1月15日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第32報 (令和3年1月14日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第31報 (令和3年1月14日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況及び遺伝子解析による高病原性鳥インフルエンザ患畜・NA型型の確定について 第30報 (令和3年1月13日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第29報 (令和3年1月13日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第28報 (令和3年1月12日)

☒ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第27報 (令和3年1月12日)

飼育状況：あひる 約6,000羽

## 2 異常発見の経緯

- (1) 20日(水)9時50分、畜舎7棟のうち1棟内で、産卵率の低下を確認
- (2) 当該畜舎のあひるの産卵率が低下した旨を東部家畜保健衛生所へ通報
- (3) 当該畜合同居あひるの死亡率の上昇はなし
- (4) 他の棟においても異常は認められていない

## 3 検査実施状況

20日11時30分 北部家畜保健衛生所職員が農場に立入検査

13時10分 簡易検査陽性

22時頃 中央家畜保健衛生所での遺伝子検査の結果を農林水産省動物衛生課に送付

21日 1時 農林水産省で疑似患畜と判定

## 4 県の対応

- (1) 当該農場のあひるの殺処分等の実施
- (2) 発生農場の半径3km区域内の鶏等の移動制限、3～10km区域内の鶏等の搬出制限
- (3) 周辺農場の異常の有無の確認及び県内の全養鶏場に対する注意喚起
- (4) 発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するために、消毒ポイントを3ヶ所設置

## 5 今後の予定

- (1) 21日4時に防疫措置開始
- (2) 21日8時30分に県防疫対策本部会議を開催



- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第26報\(令和3年1月11日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザ「疑似患者」の発生について 第25報\(令和3年1月11日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザの発生を疑う事例について\(第24報\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザの殺処分について 第23報\(令和3年1月2日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第22報\(令和3年1月2日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第21報\(令和3年1月2日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第20報\(令和3年1月1日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第19報\(令和3年1月1日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第18報\(令和2年12月31日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について 第17報\(令和2年12月31日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第16報\(令和2年12月31日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第15報\(令和2年12月30日\)](#)

(3) 防疫措置完了まで毎日11時30分と16時30分に防疫措置状況を公表

※対策本部会議を実施する可能性もあり。その場合は事前に貼り出しを行う。

【報道機関へのお願い】

1. 農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもことから、誠に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることににより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

お問い合わせ

所属課室：農林水産部畜産課企画経営室  
 電話番号：043-223-2777  
 ファックス番号：043-222-3098

メールでお問い合わせ

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

○1：役に立った ○2：ふつう ○3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

○1：見つけやすかった ○2：ふつう ○3：見つけにくかった

送信



ホーム

くらし・福祉・健康

教育・文化・スポーツ

しごと・産業・観光

環境・まちづくり

県政情報・統計

防災・安全・安心

サイト内検索

検索

高病原性鳥インフルエンザについて～県民の方々へ～

- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第44報 \(令和3年1月21日\)](#)
- ☒ [3例目の移動制限区域・搬出制限区域の設定及びび消毒ポイント設置場所](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザ「疑似鳥舎」の発生について 第43報 \(令和3年1月21日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザの発効分終了について 第42報 \(令和3年1月19日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第41報 \(令和3年1月19日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第40報 \(令和3年1月18日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第39報 \(令和3年1月18日\)](#)
- ☒ [高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について 第38報 \(令和3年1月17日\)](#)

ホーム > [しごと・産業・観光](#) > [農林水産業](#) > [農業・畜産業](#) > [畜産](#) > [高病原性鳥インフルエンザについて～県民の方々へ～](#) > [3例目の移動制限区域・搬出制限区域の設定及びび消毒ポイント設置場所](#)

更新日：令和3(2021)年1月20日

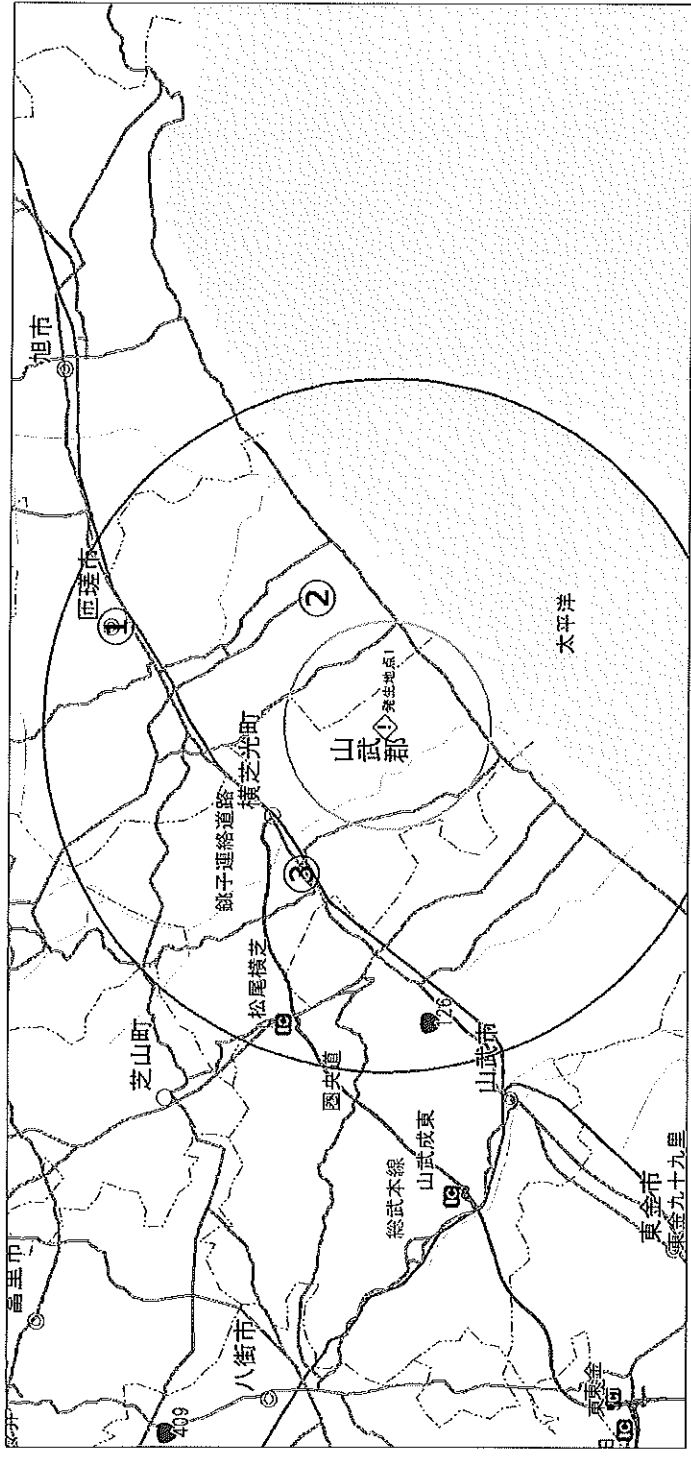


ページ番号：411349

### 3例目の移動制限区域・搬出制限区域の設定及びび消毒ポイント設置場所

以下のとおり移動制限区域・搬出制限区域の設定及びび消毒ポイントを設置しました。  
高病原性鳥インフルエンザの発生は、消毒ポイントを必ず通過してください。

- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第37報（令和3年1月17日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第36報（令和3年1月16日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第35報（令和3年1月16日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第34報（令和3年1月15日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第33報（令和3年1月15日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第32報（令和3年1月14日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第31報（令和3年1月14日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況及び遺伝子解析による高病原性インフルエンザ農畜・NA亜型の確定について第30報（令和3年1月13日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第29報（令和3年1月13日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第28報（令和3年1月12日）
- ☒ 高病原性インフルエンザに係る防疫措置状況について第27報（令和3年1月12日）



消毒ポイント番号	消毒ポイント	住所地	開設日時・運営時間
1	匝瑳市役所駐車場	匝瑳市八日市場ハ793-2	1月21日(木曜日)5時～ [24時間]
2	匝瑳市生涯学習センター	匝瑳市今泉6489-1	1月21日(木曜日)5時～ [24時間]
3	旧横芝行政センター	山武郡横芝光町横芝636	1月21日(木曜日)5時～ [24時間]

お問い合わせ  
 所属課室：農林水産部畜産課家畜衛生対策室  
 電話番号：043-223-2938